◎中国人修学旅行生及びかかる修学旅行生を引率する教職員に対する査 証免除措置に関する日本国政府から中華人民共和国政府あての口上書

(略称) 中国との中国人修学旅行生及び引率教職員に対する査証免除 取決め

平成 平成 十六年 八月 九月 六日 日 北京で 効力発生

十六年年 八月三十一日 告示 (外務省告示第五五一号)

日本側口上書 別途の実施要領の作成 查証免除 終了の通告 入国又は滞在の拒否 次 ………二五 …………二五 五五 ページ

2 3

1

目

5 4

上日書本側口

(2004)外第210号

(在中華人民共和国日本国大使館から中華人民共和国外交部あての口上書)

とを外交部に通報する光栄を有する。 旅行生を引率する教職員に対する査証の免除に関し、二千四年九月一日より次の措置をとる意図を有するこ 更なる強化のために、日本国の領域に入国することを希望する中華人民共和国の修学旅行生及びかかる修学 在中華人民共和国日本国大使館は、中華人民共和国外交部に敬意を表するとともに、両国間の協力関係の

職員であって、継続して三十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国の領域に入国することを希望 するものは、 有効な中華人民共和国旅券を所持する中華人民共和国の修学旅行生及びかかる修学旅行生を引率する教 査証を取得することなく日本国に入国することができる。

て定める。日本国政府は、 この査証免除措置の対象者の範囲、 実施要領を改定した場合には、遅滞なく中華人民共和国政府に対し改定の内容 在留資格及び在留期間並びに上陸手続については、別途実施要領に

直ちに中華人民共和国政府に対しその旨を通告する。 又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。日本国政府は、このような停止を行った場合には、 日本国政府は、日本国の公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により、この査証免除措置の全部

職員に対し、日本国の領域に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。 日本国政府は、好ましくないと認める中華人民共和国の修学旅行生及びかかる修学旅行生を引率する教

の予告を事前に与える 日本国政府は、この査証免除の措置を終了する場合には、中華人民共和国政府に対し書面による一箇月

敬意を表する 在中華人民共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて中華人民共和国外交部に対し

二千四年八月六日に北京で

(译文)

-U 华人民共和国外交部:

日本国驻华大使馆向贵部致意,并荣幸地通报如下:

给予免办签证的待遇。 对赴日本修学旅行的中华人民共和国学生及其随行领队教职员工 为加强两国间的合作关系,日本国政府决定自 2004 年 . 9月

进入日本。 行领队教职员工,如果在日本连续停留期不超过 30 天,可免办签证 1、持有效的中华人民共和国护照的参加修学旅行的学生及其随

立即通报贵国政府。 限及入境手续,由所附的实施要领另行规定。实施要领如经修改,将 2、享受此免办签证待遇的对象范围、在日本停留资格、停留期

上的原因,暂停实施这一全部免办签证政策或部分保留该政策的权 'n 日本国政府采取类似停止措施时,将立即通报贵国政府 日本国政府保留因日本国安全、社会秩序及卫生等公共政策

日本国政府保留拒绝其入境或在日本停留的权利。 4、对于不受欢迎的参加修学旅行的学生及其随行领队教职员工

形式照会贵国政府。 日本国政府如终止上述免办签证政策、将提前一个月以书

顺致崇高敬意

1 00.四年八月六日 日本国驻华大使馆

平成十六年九月一日から査証を免除することについて定めたものである。 この取決めは、日本国政府が中国の旅券を所持する中国人修学旅行生及び引率する教職員に対し、(参考)